

船橋市営住宅集会所貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「船橋市営住宅集会所管理要綱」(以下「要綱」という。)第3条に規定するただし書きにより集会所を使用できる者の、費用負担等について定めるものとする。

(貸出し区分)

第2条 要綱第3条の規定により貸出す場合は、集会所の使用時間を4時間ごと(午前:9時~13時・午後:13時~17時・夜:17時~21時)の3コマに分割し、原則1コマ単位で貸出す。

(使用者負担)

第3条 要綱第7条に規定する使用者の費用負担は、各コマ均一とし、床面積に応じて下記一覧表のとおりとする。

床面積 (㎡)	使用者負担 (円)	団地名
41.0 未満	400	夏見(借)、夏見台(借)
41.0 以上 61.0 未満	700	海神三丁目、馬込町、二宮第一二和東第二、大穴南、前原
61.0 以上 81.0 未満	900	二宮第二、二和東第一、藤原
81.0 以上 101.0 未満	1,200	薬円台
101.0 以上	1,500	三山

附則

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。